③　事後評価

特定地域協議会は、特定地域計画が作成された後も、地域におけるタクシー事業の現状について把握、分析を行うとともに、特定地域計画に定めた目標の達成状況について評価を行い、必要に応じて、特定地域計画の見直しを行うことが望ましい。

三　特定地域計画に定める一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減及び活性化措置に関する基本的な事項

1　供給輸送力の削減

(1)　基本的な考え方

タクシー事業の供給輸送力の削減に当たっては、特定地域が供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業がその地域公共交通としての機能を十分に発揮することができない状況にある地域であることにかんがみ、タクシー事業が当該地域において、地域公共交通としての機能を十分に発揮できる地域の需要に応じた適切な供給量とするために必要かつ最小限度の供給輸送力の削減を実施することが重要であることから、特定地域計画には、法令に違反せず、法及び本方針に定める事項に逸脱しない範囲において、当該特定地域において削減すべきタクシー事業の供給輸送力及びその方法について定めることとする。

①　当該特定地域において削減すべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力

当該特定地域において適正と考えられる車両数を適切に斟酌し、当該特定地域全体で削減すべき定量的なタクシー事業の供給輸送力を記載することとする。

②　当該特定地域において行うべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減の方法

①の当該特定地域全体で削減すべきタクシー事業の供給輸送力に照らして、減車や営業方法の制限等当該特定地域の実情に応じて、適切な供給輸送力の削減の方法を記載することとする。

③　当該特定地域内に営業所を有する各一般乗用旅客自動車運送事業者が削減すべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力

①の当該特定地域全体で削減すべきタクシー事業の供給輸送力を達成するために当該特定地域内に営業所を有する各タクシー事業者が削減すべき定量的なタクシー事業の供給輸送力を記載することとする。

④　当該特定地域内に営業所を有する各一般乗用旅客自動車運送事業者が行うべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減の方法

②の減車や営業方法の制限等の供給輸送力の削減の方法のうち、当該特定地域内に営業所を有するタクシー事業者ごとに選択することのできる供給輸送力の削減の方法を記載することとする。

(2)　留意事項

特定地域協議会は、特定地域計画における供給輸送力の削減及びその実施方法の記載に当たっては、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十三号）附則第八条の規定に基づき、改正法施行前の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第十三条第一項に規定する認定特定事業計画に基づいて行われたタクシー事業の供給輸送力の減少の実績も勘案し、当該特定地域におけるタクシー事業者間の適正かつ公平なタクシー事業の供給輸送力の削減が図られるよう努めるものとする。

なお、供給輸送力の削減の実施に当たっては、タクシー運転者の労働条件の悪化が、輸送の安全性やサービスの低下の要因となり、ひいては利用者利便を損なうおそれがあることに留意し、タクシー運転者の地位を不当に害し、又はその労働条件を不当に変更することのないようにしなければならない。

2　活性化措置

(1)　基本的な考え方

タクシー事業の活性化を推進するに当たっては、地域の実情に応じて、地域のニーズや地域に存在する問題に的確に対応することが重要であることから、特定地域計画には、法令に違反せず、法及び本方針に定める事項に逸脱しないものであれば、タクシー事業の活性化に資するあらゆる事業について定めることができることとする。この際には、次の①から④までの観点を参考にしつつ、特定地域計画に定められた目標の達成に必要な事業を適切に設定することが望ましい。

①　輸送需要に対応した合理的な運営

タクシー事業の活性化を図る上では、タクシー事業者が地域の輸送需要を的確に把握するとともに、輸送需要に対応した適切な運送サービスを提供するなど輸送需要に対応した合理的な運営を行うことが必要である。

②　法令の遵守の確保

タクシー事業の活性化を図る上では、タクシー事業者及びタクシー運転者が道路運送法関係法令に加え、労働関係法令や道路交通法関係法令の遵守を徹底するとともに、タクシー事業者においてこれらの法令の目的や趣旨に適合した適正な事業の運営やタクシー車両の運行がなされることが重要である。

③　運送サービスの質の向上

タクシー事業の活性化を図る上では、タクシー事業者が自らの創意工夫や的確な輸送需要の把握に基づき一層の運送サービスの質の向上を図ることが重要である。また、実際に直接利用者と接するタクシー運転者による質の高いサービスの提供を実現するためには、タクシー事業者が常にタクシー運転者の良好な労働環境の整備に心がけることが重要である。

④　輸送需要の開拓

タクシー事業の活性化を図る上では、介護が必要な者の運送の実施や観光地を巡る運送の実施等タクシーに求められる多様なニーズに対応した運送を行い、新たな輸送需要を開拓することが重要である。

⑤　タクシー事業の譲渡・譲受及び合併・分割

タクシー事業の譲渡・譲受及び合併・分割は、タクシー事業の活性化の推進に資するものであり、活性化事業の効果を高めるのに有効であると判断される場合には、タクシー事業者は積極的にタクシー事業の譲渡・譲受及び合併・分割に取り組むことが望ましい。

なお、タクシー事業の譲渡・譲受及び合併・分割の実施に当たっては、多くの場合タクシー事業者の組織再編等を伴うこととなるが、タクシーサービスの直接の提供主体であるタクシー運転者の労働条件の悪化は、輸送の安全性やサービスの低下の要因となり、ひいては利用者利便を損なうおそれがあることに留意し、タクシー運転者の地位を不当に害し、又はその労働条件を不当に変更することのないようにしなければならない。

附　則

この告示は、平成二十六年一月二十七日から施行する。

○国土交通省告示第五十六号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第二条第一項及び第九項、第三条第一項、第三条の二第一項、第十四条の四第一項及び第十五条の二第一項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程を次のように定める。

平成二十六年一月二十四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程

（定義）

第一条　この告示において使用する用語は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。